

図3-4 鶴子銀山跡植生及び地上権(立木)設定状況図

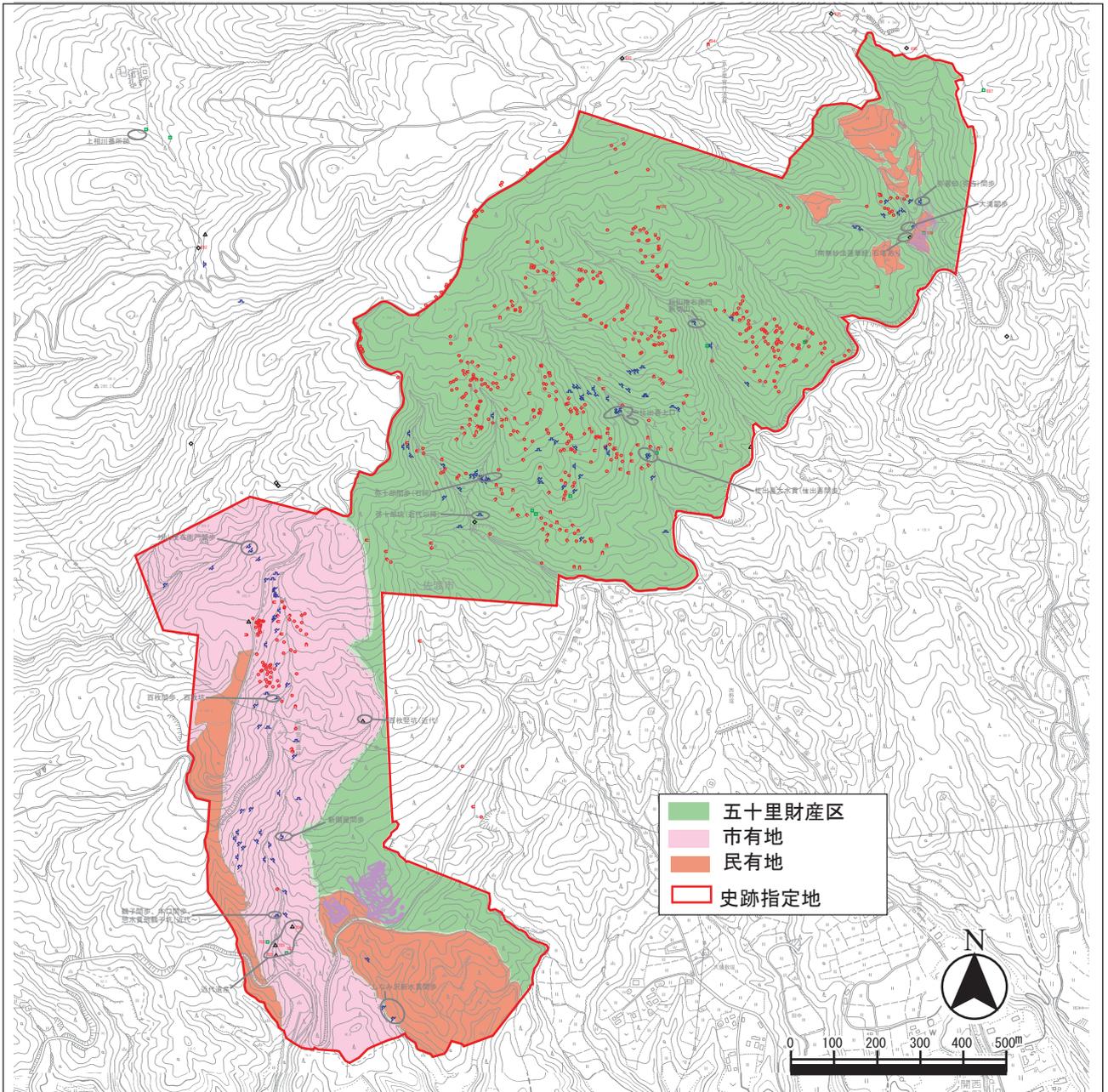


圖3-5 鶴子銀山跡土地所有狀況圖

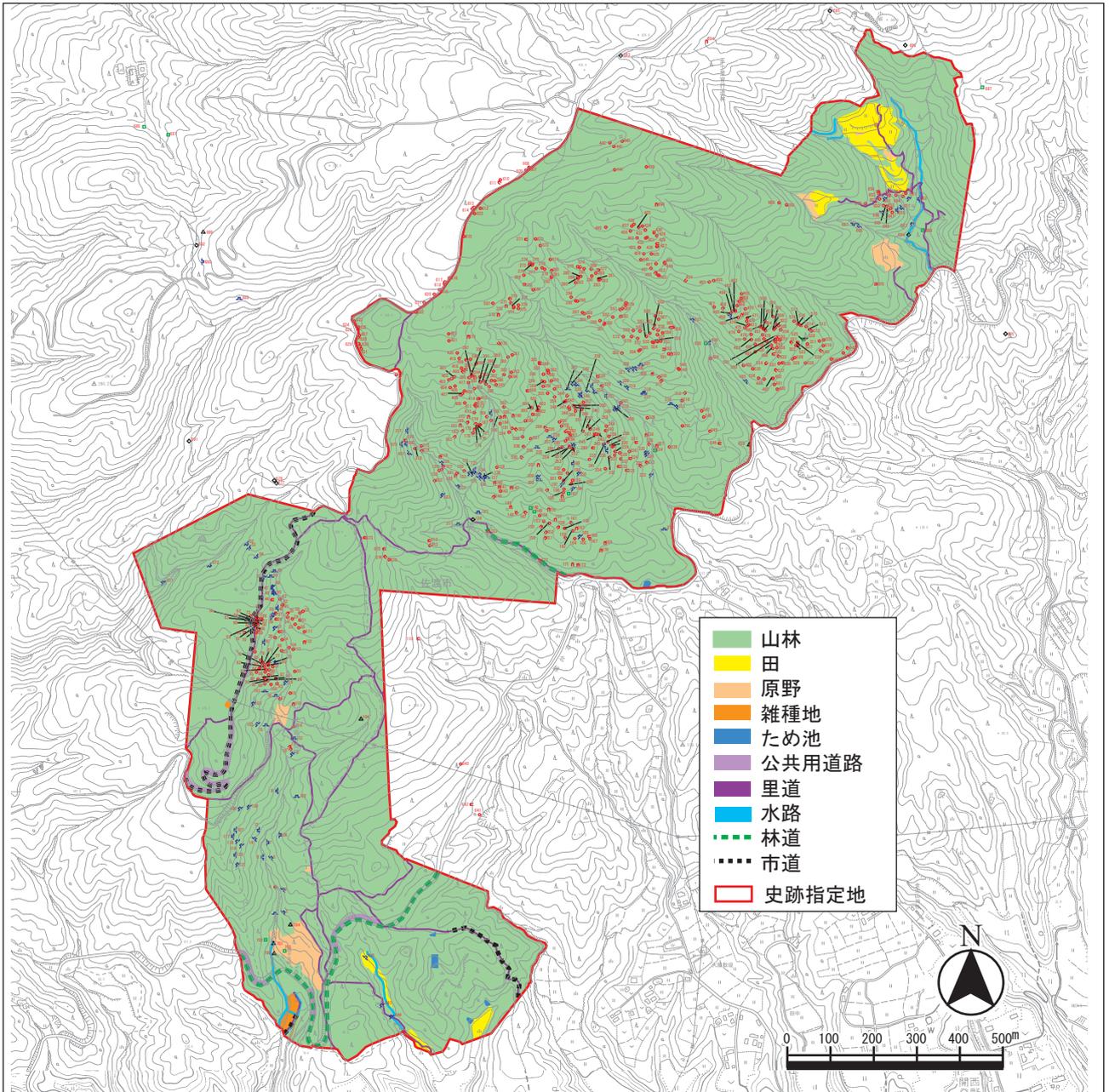


图3-6 鹤子银山迹土地利用(地目)状况图

## (2) 佐渡奉行所跡

### ① 遺構の概要

#### ■ 配置状況

- ・相川の海岸を眼下にする海岸段丘西の先端部に位置する。
- ・遺跡は高低2段の段丘平坦面を中心に広がっている。
- ・南側上段には周囲に堀を巡らせて構内の区画を明確にした中に、町と島内の行政・裁判、金銀山の運営を行う御役所、赴任中の奉行の住まいである陣屋、非番方の住まいである向陣屋といった役宅、小判や銀塊を保管する御金蔵などがあつた。
- ・北側下段には金銀の選鉱・製錬・小判製造を行う寄勝場の工場群があつた。寄勝場は指定地の北側にも広がっており、製錬・小判製造工程にあたる吹分所、寄床屋、小判所などがあつた。

#### ■ 発掘調査

- ・平成6年(1994)から平成10年(1998)までの5か年にわたり奉行所跡の整備・活用のための発掘調査を実施した。

#### ■ 主な遺構と遺物 (P3-28 参照)

調査で検出された遺構と遺物をまとめると以下ようになる。

主な遺構		
役所遺構	堀	敷地周囲の東側と南側を巡る。調査時点では東側の堀と南側の堀の東部は現存し、南側の堀の一部は埋没。堀跡1は全長12.8m、幅2.2m、深さ1.45mを測る。南端は後年の道路側溝敷設で狭くなっているが、本来は幅3.5m以上あつたと思われる。堀跡2は1の西延長部で、全長5.5m、幅2.2mを測る。西端に堀留の石垣が2段残存する。地表面との比高から本来は2段以上あつたとみられる。
	水路・井戸・水溜	水路1～8は敷地内の雨水等の排水や、池・水溜等への配水として機能していたもので、石組されている。井戸1～4、6(石組井戸、素掘井戸)は御役所、役宅、御金蔵等の建物周辺にみられる。水溜1～2、5～7は御役所や御金蔵建物近くにあり、方形で内側は石組されている。最大規模の水溜2は御金蔵北側にあり、南北19m×東西7.5mを測り、防火等のために築造されたとみられる。
	御金蔵関連	御金蔵建物跡の西端部にあたる箇所から石組7、御金蔵建物に連続する建物跡とみられる0.9～1.8m間隔に並ぶ掘立柱列、周囲を取り巻いていたとみられる柵列3～5等を検出。
	御役所建物関連	御役所入口の大御門柱穴、御役所玄関周雨落溝・石列、御役所建物礎石1・2(中庭部分)、穴蔵(周囲を間知石積、床面を板張)、広間役建物掘立柱建物跡、武器庫1の礎石列等を検出。
	役宅関連	建物関連の明瞭な遺構は検出されていないが、役宅座敷南の庭の池1を検出。この池は天保年間には土塁築造に伴い埋め戻されている。
	土塁	堀のある東・南側以外の敷地周縁部を巡る。南側の東・西端の2箇所に開口部がある。異国船監視のために天保14年(1843)頃までに築造されたもの。幅3間、下部は石積。調査時点では東南端土塁の一部が残存。西側土塁の南端開口部から鉤型に曲がる南側土塁の根石列2、根石列3、4を検出。

役所遺構	敷地周縁部石垣	石組6・南西石組・その他南西突出部等陣屋上段の西面から南西面の斜面を巡る石垣。正保4年(1647)の火災後再建の石垣。越中から来た五郎兵衛らが積んだと記録に残る。西側の石組6は南端近くで鉤型に折れ、延長約58m、高さ1.2mを測る。下部2段ほどは当初のもので、凝灰岩が主体で規模の大きな石材を用い、上部は補修が繰り返されたとみられ、方形の間知石で流紋岩、安山岩等混在する。西南石組は石組6の延長とみられる石垣で、敷地内側に向かって緩く湾曲し、延長約55mを測る。調査前から露出。その他にも南西突出部や南端土塁西側などの周縁部斜面に石垣が残存する。
	鉛土坑	御役所と御金蔵の間の径3.41m×2.81m、深さ2.01mの楕円形土坑から、備蓄用に埋められた製錬にかかわる鉛板172枚が出土。延宝3年(1675)に7,249貫52匁(679枚)が埋められ、その後享保3年(1718)に掘り出した際に、1,876貫823匁が行方不明になっており、これがその残りの鉛板に相当するとみられている。
	製錬遺構	南西端の土塁下、東西約15m、南北約5mの範囲から、製錬にかかわるとみられる中仕切竈14、丸竈6、長竈1、形態不明竈8、計29の製錬遺構群とみられる壁面を土器片等で補強した炉跡を検出。壁・床面や周辺から銀・銅・鉛・炭等が検出されており、金銀の鉛吹工程、蒸焼の焼竈、須灰竈などの用途が想定されている。絵図等にみられない遺構であり、遺物等の状況から正保4年(1647)以前のもので、奉行所建設以前の土地の所有者であった山師にかかわる金属製錬遺構とみられる。
	寄勝場	選鉱に関連するとみられる水路10～13、井戸8～10や船26か所、石組10・11等が出土。石水路11には船24・25が載り、水路延長部にある船23も一体的に利用されていた施設とみられる。
<b>主な遺物</b>		
重要文化財(美術工芸品・考古資料)指定遺物 (平成23年6月27日)	「新潟県佐渡奉行所跡出土品 928点」(相川郷土博物館保管) 鉛板172点、磁器・陶器・土器・土製品328点、木製品31点、木簡25点、硯10点、金属製品27点(以上役所跡出土) 陶器・土器・土製品57点(以上製錬遺構出土) 磁器・陶器・土器・土製品41点、木製品17点、石製品220点(以上寄勝場跡出土)	
御役所・御金蔵・役宅	石製品(扣石、石磨、石硯、砥石等)、金属製品(鉄砲弾等軍用品、鋸・釘等大工道具、煙管等)、古銭、土器(灯明皿、火鉢、焙烙等)、瓦、播鉢、陶器(唐津、瀬戸、美濃、備前等)、磁器(中国磁器、肥前等)、木製品(奉行名・年号等記銘木簡、下駄、碗、箸等) 鉛土坑:鉛板172枚(延宝3年埋設)、荷札木簡16枚	
製錬遺構	金属破片、古銭、鋳滓、土器(羽口、灯明皿、棒状土製品等)	
寄勝場	石製品(扣石、石磨類、石硯等)、金属製品(煙管等)、古銭、鋳滓、土器(羽口、灯火具、焙烙明皿等)、瓦、播鉢、陶器(瀬戸、美濃、肥前等)、木製品(船、桶、箆、下駄等)	

## ② 指定地の現況

指定地の自然条件や社会条件、施設分布状況等を以下に示す。

自然条件	地形	海岸段丘の段丘面を利用しており、段丘面（平坦面）、段丘崖の形状が明瞭に残存している。平坦面は南側が一段高くなっているが、学校用地として利用されていた時代に北側下段部の敷地拡張に伴い南側上段部の北端部分が削平されていたため、文化財保存整備事業に際して盛土（地形復元）している。また、平成14年（2002）の大雨の際北西斜面で地すべりが発生した。
	植生	段丘崖を中心にして樹林帯が形成されている。樹林は防風林としての植林に由来するクロマツ林が優占する植生で、南側斜面には、自然遷移したとみられるヤブツバキクラス域の自然植生であるタブノキが混在するクロマツ・タブノキ群集がみられる。また斜面裾部等には伐採跡地の陽地に生育するアズマネザサ群落が見られる。
	気象条件	冬期は北西の風が強く（相川の12月～2月平均風速7.7m、両津は3.8m、新潟は4.0m）、海に面した高台にあることから潮を含んだ風が直接吹きつけ、施設の劣化等の原因となる。
社会条件	指定面積	18,673.00㎡
	土地所有等	公有地（市有地） * 鉱業権者 [(株) ゴールデン佐渡]
	地目	学校用地
	土地利用状況	文化財公開施設
	管理状況	施設管理者（佐渡市）が日常的に清掃等維持管理を実施。公開時間以外は閉門
	公開活用状況	文化財公開施設（奉行所跡）として全面公開 開館時間：前8時30分～午後5時 休館日：年末年始(12/29～1/3) 年間入館数：約2万人（平成22年度は20,224人）
他の法令による規制等の状況	「都市計画法」による都市計画区域、「佐渡市景観条例」による景観計画区域（重要文化的景観候補地内）、「土砂災害防止法」による土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域、「地すべり防止法」による地すべり防止区域、「新潟県屋外広告物条例」による許可地域	
施設分布状況	遺構保存整備施設	○現存遺構、発見により検出した遺構を露出展示したもの 現存遺構：敷地周縁部石垣（石組6・南西石組・その他南西突出部等）、南東土塁、東側・南側堀（南側堀の西半は発掘により検出。護岸の石積は下部残存石垣を修復、上部石垣は復元） 遺構露出展示：穴蔵(覆屋内露出展示)、御役所北側井戸(井戸1)、御役所南東側井戸(井戸3) ○遺構を覆土保護後、遺構の上面で整備したもの 遺構表示施設：役宅(陣屋)跡平面表示施設、御金蔵跡平面表示施設、広間役長屋跡・土蔵跡平面表示施設、寄勝場跡平面表示施設、寄勝場跡立体表示施設、馬場跡立体表示施設 復元展示施設：御役所、門（大御門、裏御門、役宅門）、御物見、堀（屋根板塀、笠木塀）、御門番所、御番詰方役所、木橋、土塁
	防災施設	石垣・コンクリート擁壁等斜面崩落防止施設
	公開活用、管理施設等	ガイダンス及び体験学習施設（寄勝場跡立体表示施設）、休憩施設（馬場跡立体表示施設）、受付・便所・管理事務所・水飲み場（御門番所・御番詰方役所立体表示施設）、園路、広場、案内板・説明板・名称板等看板類、サクラ・クロマツ等修景植栽、消火栓・防火ポンプ室等設備関係施設、管理用扉・塀・車止め類

備考	史跡整備関連情報	<p>奉行所跡全域が史跡整備関連施設用地として利用されている。平成6年(1994)から5か年にわたり発掘調査を実施し、平成7年(1995)から遺構の保存と整備を実施した。</p> <p>&lt;整備年と整備主要施設&gt;</p> <p>平成12年(2000)度御役所整備、平成12年(2000)度大御門・木橋整備、平成14年(2002)度勝場整備(ガイダンス施設)、平成7年(1996)度より整備開始、平成18年(2006)度整備完了。</p> <p>*整備報告書は未刊行。</p> <p>発掘調査で検出された大半の遺構は、調査後に覆土保存されているが、整備に伴い検出遺構を露出して展示(露出展示)している遺構、調査以前から地上に表出していた遺構(現存遺構)を修復(保存修理・復元修理)したものがあ</p>
----	----------	--

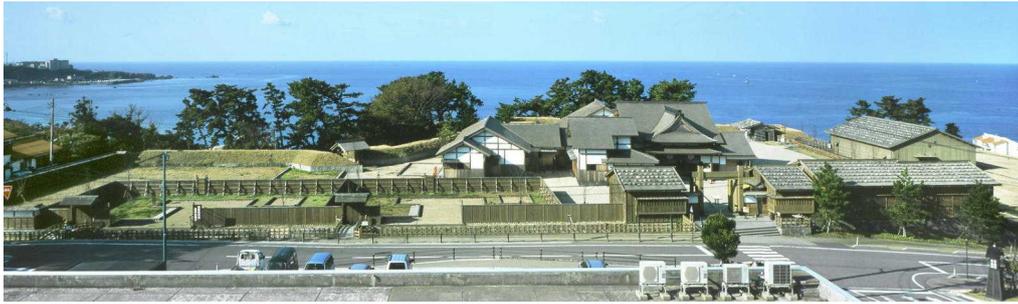
### ③ 保存管理上の課題

(自然条件等)

- ・海岸段丘の段丘崖部分は急斜面地であり、土砂災害特別警戒区域・土砂災害警戒区域及び地すべり防止区域に指定されていることから、斜面の崩落等に対する監視等による災害防止対策が必要である。既存の擁壁等防災施設は、点検に基づき、破損等に対しては周辺遺構に調和した材料・工法等による更新が必要である。
- ・斜面植生については、土地の維持、景観の上から適切な管理を行う必要がある。

(遺構及び文化財保存活用施設)

- ・現存遺構の厳正な保存と整備された表示施設等の適切な維持管理が必要である。
- ・現存遺構と後年の整備施設が一体化している施設については、修理等において取扱いを明瞭にしておく必要がある。
- ・復元建物の御役所は、風雨等により、庇の木羽部分の浮き、漆喰壁の剥離などが見られるが、定期的な点検に基づく補修等を行う必要がある。
- ・修理・整備履歴資料の保存が必要である。
- ・現存遺構や整備施設については、維持管理を適切に行うことで一定状態を維持できることから、施設の定期的な更新はもとより、植生管理の人員確保などの管理体制の充実を図る必要がある。



1 奉行所跡全景

○現存遺構



2 南西端土塁石垣  
(天端付近は復元修理)



3 堀部外周石垣

○露出展示



4 堀(切石護岸の上部は復元修理)



5 井戸 1



6 穴蔵



7 穴蔵露出展示覆屋

○復元展示



8 大御門



9 御役所 (内部公開)



10 御物見



11 御番詰方役所 (管理事務所・手洗い)



12 屋根板塀・板塀・役宅門・木橋



13 土塁・裏御門

○平面表示施設



14 広間役長屋



15 役宅(陣屋)

○ガイダンス施設



16 寄勝場立体表示施設



17 ガイダンス施設内部

○管理施設



18 案内板



19 名称柱



20 説明板



21 説明板



22 説明板



23 注意板



24 ライト



25 ライト



26 園路・階段・手すり



27 消火栓

○植生



28 植栽(サトザクラ・シバ)



29 アズマネザサ等斜面植生



30 クロマツ林(植林)



31 クロマツ-タブノキ群落

○施設の劣化等



32 庇の葺板部分の浮き



33 風雨対策のビニール張りと、方位による板壁の劣化の違い



34 平面表示施設の舗装材の劣化



35 斜面崩落対策のコンクリートブロックの亀裂



36 平成 14 年の地すべり箇所(クロマツ林も消失)



37 地すべり対策の横孔ポーリング工



38 様々な工法・材料による斜面崩落防止工